

朝鮮民主主義人民共和国による日本人拉致問題に対する 理解を深める取組の推進に関する決議

平成14年9月の日朝首脳会談において、朝鮮民主主義人民共和国（以下「北朝鮮」という。）は、初めて拉致を認め謝罪し、同年10月には5名の拉致被害者が帰国したものの、安否不明の方々については、いまだに北朝鮮当局から納得できる説明がされておらず、今なお長きにわたり北朝鮮にとらわれたままの状況です。

日本政府は、帰国した5名を含む17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定していますが、このほかにも拉致の可能性を排除できない失踪者は900名近くいると言われ、大阪府内では19名が特定失踪者として公開されている中、日本国内では北朝鮮による拉致被害者の救出を求める運動が継続して展開されています。

国においては、北朝鮮による日本人拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国の責任において解決すべき最重要課題と位置づけています。

そして、その解決のためには世論の一層の喚起が不可欠であり、特に若い世代に対し、拉致問題は歴史ではなく現在進行形の人権侵害かつ犯罪行為であることへの理解促進を図ることが重要であるとの認識の下、令和3年4月23日に内閣官房拉致問題対策本部及び文部科学省から「北朝鮮当局による拉致問題に関する映像作品等の活用促進について」が発出されています。児童、生徒が拉致問題について深く認識し、人権問題として考える契機とするため、アニメ「めぐみ」の学校等における上映を促進するよう、都道府県教育委員会を通じて学校等の関係機関に周知することが求められており、大阪府教育委員会の「府立学校に対する指示事項」にも、日本人拉致問題に関する理解を深める取組としてアニメ「めぐみ」の事例紹介が行われています。

よって、本市議会は、アニメ「めぐみ」等の視聴、拉致問題関連書籍を読むこと等を通じて、日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組を推進します。

以上、決議します。

令和3年12月22日

枚方市議会